

○警察庁告示第八号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）
第三条の二第一項から第三項までの規定に基づき、対象特別要人所在施設及び当該対象特別要人所在施設の敷地並びに当該対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定する。

令和八年十月十四日

警察庁長官 楠 芳伸

城西館

期間	対象特別要人所在 施設の所在地
令和八年十月二十五日から同月二十六日まで	高知県高知市
	上町二丁目五番三十四号

対象特別要人所在 施設の敷地	高知県高知市	上町二丁目五番（次の図面に示す部分に限る。）
対象特別要人所在 施設に係る対象施設 周辺地域	高知県高知市	旭町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、井口町、石立町（次の図面に示す部分に限る。）、越前町一丁目及び二丁目、大川筋二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、追手筋二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、大原町、小津町、帯屋町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、上町一丁目から五丁目まで、小石木町（次の図面に示す部分に限る。）、河ノ瀬町（次の図面に示す部分に限る。）、桜馬場、三ノ丸、城北町、城山町（次の図面に示す部分に限る。）、新屋敷一丁目及び二丁目、水通町、大膳町、鷹匠町一丁目及び二丁目、玉水町、天神町（次の図面に示す部分に限る。）、唐人町（次の図面に示す部分に限る。）、通町、中

		須賀町（次の図面に示す部分に限る。）、西町、東石立町、東城山町（次の図面に示す部分に限る。）、平和町、本丁筋、本町三丁目から五丁目まで、升形、丸ノ内一丁目及び二丁目、南河ノ瀬町（次の図面に示す部分に限る。）、宮前町、山手町（次の図面に示す部分に限る。）並びに山ノ端町
備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を警察庁及び高知県警察本部に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二 側端の一方のみがこの表の対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下この号において同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対		

象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面（次の図面に示す部分に限る。）の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。